

20歳以上の学生のみならず 4月からは 国民年金に加入が 義務づけられます

年金に加入しても、加入期間が短くなり満額(20歳から40年間納付)の老齢基礎年金を受給することができないといった問題もありました。これからは20歳以上の方は必ず加入となりますので、このような問題は解消されることとなります。

◎加入の手続き

●国民年金に加入するには、住民票を登録している市町村役場に『国民年金被保険者資格取得届(申出書)』を提出しなければなりません。
●住民票のある市町村と居住している場所が違ふ場合は、住民票のあるところで親などが代理として手続きすることが出来ます。

◎保険料

●保険料の納付義務は被保険者(学生)本人およびその世帯主、配偶者に生じます。
●1ヶ月の保険料額は、平成3年4月から、九〇〇〇円です。

◎保険料の免除制度

●経済上の理由などから保険料を納めることが困難な場合は、

申請することによって保険料の納入を免除されます。
●免除を受けるには『国民年金保険料免除申請書』に在学証明書(学生証でも可) および親元世帯の所得証明書(給与所得者の場合は源泉徴収票(写しでも可))を添えて、申請する必要があります。なお、申請の窓口は住民票のある市町村役場に提出することとなります。

◎保険料の追納制度

●免除を受けた期間は、年金額を計算するうえで3分の1として計算されるため、年金額は減額されてしまいます。そこで、その後の生活に余裕ができたときに、免除を受けた期間について10年前までさかのぼって保険料を納めることのできる追納制度があります。



国民年金に加入が義務づけられます
学生の方も4月からは加入が義務づけられます

平成3年4月から 国民年金基金が 発足します

国民年金加入者のより豊かな老後生活を目指して、『国民年金基金』が発足します。
国民年金基金とは、『老齢基礎年金に上乗せの年金を支給する』というもので、平成3年4月のスタートに向けて現在、準備が進められています。

◎基金の種類

- 国民年金基金には、次のような二つの種類があります。
 - ①地域型国民年金基金
各都道府県ごとに設立され、同一県内に住所がある第1号被保険者によって組織されます。
 - ②職能型国民年金基金
全国単位で設立され、同じ職種の事業に働く第1号被保険者によって組織されます。

◎加入者

- 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(自営業者、自由業者等、またその配偶者)を対象とします。
- 本人の希望により加入できますが、脱退は任意にできません。

タイプ	A	B	C
支給開始年齢	65歳	65歳	65歳
支給期間	終身	終身	終身
保証期間	15年間保証付	保証期間なし	保証期間なし
ボーナス給付	年1回払	年1回払	なし
支給開始前死亡	あり	なし*	なし*

*付加年金相当部分に係る死亡一時金は支給されます。

タイプ	I	II	III
支給開始年齢	65歳	65歳	60歳
支給期間	15年有期	10年有期	15年有期
保証期間	15年確定	10年確定	15年確定
ボーナス給付	年1回払	年1回払	年1回払
支給開始前死亡	あり	あり	あり

●一口目は『終身年金』の中から一つを選ばなければなりません。二口目は、どの型を選ぶかは、あなたの自由です。(別表参照)

◎年金額

- 加入人数によって年金額が決まり、一口目の年金月額が三万円、二口目以降は一口につき一万円となります。
- 加入する年齢が、46歳以上55歳未満の方は、一口目の年金月額が二万円一円となります。
- 加入、増口する年齢が55歳以上の方は、加入人数によって年金月額が異なります。

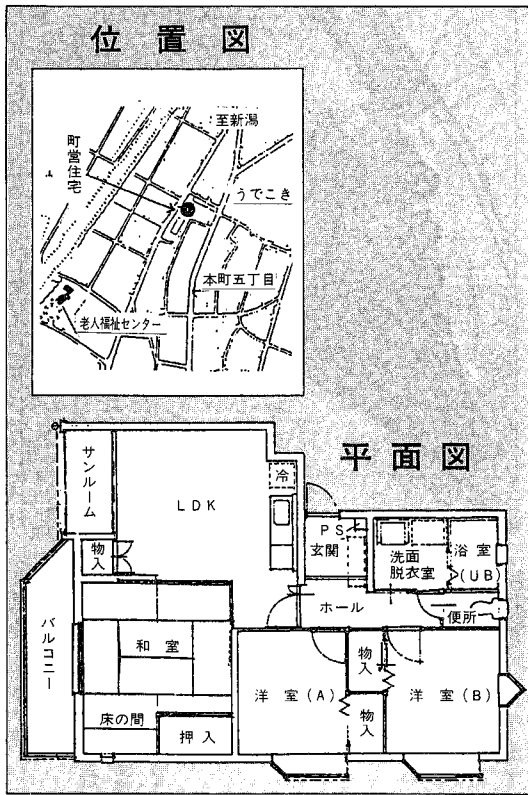
町営住宅(本町五丁目)の 入居者を募集します

本町五丁目に建設を進めておりました、鉄筋三階建第一種町営住宅(A棟)が今月完成しますが、この住宅の入居希望者を次により募集しますので、期限までに申し込みをしてください。

記

- 一、位置 本町五丁目
- 二、募集戸数 六戸
- 三、規模 一戸当り七八・三㎡
- 四、家賃 月額三万五千円の子
- 五、入居予定日 平成三年四月初旬予定
- 六、入居資格
- 七、申込み方法
- 八、申込み締切り

一六万二千元以下(政令による計算後)であること。
④その他小須戸町町営住宅条例による。
申込み方法は
申込用紙は役場建設課にあり
ます。平成二年分の収入を証明するもの(源泉徴収票等)世帯全員の住民票等を添付して、建設課に提出して下さい。
八、申込み締切り
平成三年三月一八日
詳しくは、役場建設課土木係(内線31)までお問い合わせください。



◎掛金

- 一口当たりの掛金は、加入時の年齢により異なり、若い人ほど安くなります。
- 掛金の最高限度は、月額六八、〇〇〇円です。この範囲で何口でも加入できます。(加入時に46歳以上の方は、月額一〇二、〇〇〇円まで納めることができます。)
- 掛金は、指定の金融機関の口座から自動的に引き落としされます。

軽自動車税の 申告について

最近、登録申請の怠り等から軽自動車に関するトラブル、問合せ、苦情が多くなってきておりますが、手続きを怠ると毎年軽自動車税の納税通知書がきたり、交通事故、犯罪などが発生した場合に、大変迷惑がかかります。ことにありますので、変更等が生じた場合は、ただちに所定の手続きを行ってください。
特に農耕用自動車については取得、廃車、転売等された場合でも、未申告が目立っております。この場合でも必ず手続きを行ってください。
申告書の提出先

◎税の優遇

- 掛金は金額が社会保険料控除の対象となり、所得税、住民税が軽減されます。
- 受けとる年金には公的年金等控除が適用されます。

所得税及び住民税の 申告はお済みですか？

平成二年分申告の詳細については、二月号の広報でお知らせいたしました。すでに申告はお済みでしょうか。
三月十五日の申告期限内に必ず申告されますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

建築物 防災週間

3月1日(金)〜3月7日(木)
建築物に関する防災知識の普及、防災対策の推進に寄与することを目的に「建築物防災週間」が実施されます。
なお、期間中、新津土木事務所建築課に相談所が設置されます。(土・日曜日を除く9時〜16時)